

（仮称）鎌倉市いじめ防止対策推進条例（案）の概要

○ 条例制定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活や学習活動を送れる環境を確保するため、いじめ問題に責任をもって取り組み、その対策を充実させていくことが求められます。

鎌倉市（以下「市」という。）では、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、平成26年4月に、市の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、家庭、地域、学校、行政が連携して子どもたちの健全な成長を願い、社会全体で子どもたちを守り、市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「鎌倉市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定するとともに、「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」（平成26年条例第7号）等を策定しました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じて来る中で、こうした学びを保障する環境が脅かされる可能性も高まっています。今後もいじめに対して毅然とした対応を行う意思を示し、市の基本方針を着実に遂行するため、条例を制定することを予定しています。

○ 条例の骨子

（1） 目的

この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

（2） 用語の定義

- ・いじめ

児童等の在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- ・いじめの防止等

法第1条に規定するいじめの防止等をいいます。

- ・学校

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例に規定する小学校及び中学校をいいます。

- ・児童等

学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

- ・保護者

法第2条第4項に規定する保護者をいいます。

(3) 基本理念

本条例の基本理念は以下のとおりとします。

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととします。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならないこととします。
- ・学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめ防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならないこととします。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校に加え、国、神奈川県、市、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題克服を目指して行われなければならない。

(4) いじめの禁止等

児童等は、いじめを行ってはならないこと、また、児童等は、いじめを受けたとき又はいじめが行われていることを知ったときは、その保護者、学校又は関係機関等にてできるだけ早く相談するよう努めるものとします。

(5) 市及び教育委員会の責務

市及び教育委員会の責務について、以下のとおりとします。

- ・市の基本理念にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有するものとします。
- ・市は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該対策に係る体制を整備するものとします。
- ・市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。
- ・鎌倉市教育委員会は、市の基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有するものとします。

(6) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有することとします。

(7) 保護者の責務

児童等の保護者の責務について、以下のとおりとします。

- ・子の教育について第一義的責任を有する者として、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識し、その監護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し規範意識を養うための指導その他必要な指導に努めるものとします。
- ・その監護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとします。
- ・市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。

(8) 鎌倉市いじめ防止基本方針の策定

市は、法第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

(9) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条の規定に基づき作成に努めることとされている方針について、学校は、市の基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとします。

(10) 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会関係

法第 14 条第 1 項の規定に基づく、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会について、

- ・連絡協議会の設置
- ・連絡協議会の所掌事務
- ・連絡協議会の組織
- ・委員の任期
- ・委員に係る秘密保持義務

について規定します。なお、規定内容については、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（平成 26 年条例第 7 号）と同内容とし、同条例は、本条例制定時に廃止するものとします。

(11) 鎌倉市いじめに関する調査委員会関係

法第 14 条第 3 項の規定に基づく、鎌倉市いじめに関する調査委員会について、

- ・調査委員会の設置
- ・調査委員会の所掌事務
- ・調査委員会の組織
- ・委員の任期
- ・委員に係る秘密保持義務

について規定します。なお、規定内容については、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（平成 26 年条例第 7 号）と同内容とし、同条例は、本条例制定時に廃止するものとします。

(12) 鎌倉市いじめ問題再調査委員会関係

法第 30 条第 2 項の規定に基づく、鎌倉市いじめ問題再調査委員会について、

- ・再調査委員会の設置
- ・再調査委員会の所掌事務
- ・再調査委員会の組織
- ・委員の任期
- ・臨時委員
- ・委員及び臨時委員に係る秘密保持義務

について規定します。なお、規定内容については、鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例（平成 26 年条例第 8 号）と同内容とし、同条例は、本条例制定時に廃止するものとします。

(13) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(14) その他

- ・ 施行期日 令和8年4月1日
- ・ 準備行為 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。